ハ　不動産特定共同事業契約の締結又は更新について勧誘をするに際し、その相手方に対し、分配見込額の事業参加者の出資額に対する割合その他これに類するもの（以下この号において「利回り等」という。）の表示をした場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該利回り等及びその算定方法（当該算定について算式がある場合にあっては、当該算式を含む。）

(2)　当該利回り等の算定の基礎となる分配見込額及びその算定の基礎となる期間

(3)　(2)に掲げる期間が当該不動産特定共同事業契約の期間より長い場合にあっては、当該不動産特定共同事業契約の期間での分配見込額及びその算定の基礎となる期間並びに当該分配見込額に基づき算定した利回り等

(4)　当該利回り等が予想に基づくものであり、不確実である旨

(5)　当該分配見込額の算定の根拠となる不動産取引ごとに次に掲げる事項

(i)　不動産取引の額

(ii)　対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の対象不動産を特定するために必要な事項

(iii)　不動産取引の取引態様の別

(iv)　将来行われることが見込まれる不動産取引を算定の根拠とする場合にあっては、当該不動産取引が予想に基づくものである旨

(6)　(5)の不動産取引が行われたことの根拠又は行われることが見込まれると判断した根拠

七～九　（略）

（財産管理報告書の作成及び交付）

第五十条　不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について次に掲げる事項を記載した法第二十八条第二項に規定する報告書（第五号及び第十号へ並びに第五十六条第一項第五号において「財産管理報告書」という。）を作成し、これを事業参加者に対し交付しなければならない。

一～八　（略）

九　金銭をもって出資の目的とする契約にあっては、第一号の期間において支出した金銭の額及び使途

十　対象不動産が宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前のものであるときは、次に掲げる事項

イ　第一号の期間の満了の日における既に着手した工事の有無並びに既に着手した工事がある場合には、当該工事の概要、当該工事に着手した年月日及びその完了の予定年月日又はその完了の年月日

ロ　第一号の期間の満了の日における今後着手する予定の工事の有無並びに今後着手する予定の工事がある場合には、当該工事の概要並びに着手及び完了の予定年月日

ハ　第一号の期間の満了の日までにされた当該工事に関し必要とされる開発許可等の処分の有無並びに当該開発許可等の処分があった場合には、その概要及び年月日

ニ　第一号の期間の満了の日までに当該工事に関し必要とされる開発許可等の処分が取り消された場合その他その効力が失われた場合には、その旨、その効力が失われた年月日及びその理由

ホ　第一号の期間の満了の日における当該工事に係る資金計画

ヘ　イからホまでに掲げる事項について、直近に交付された財産管理報告書の内容から変更がある場合には、当該変更の内容及び理由

三～五　（略）

（財産管理報告書の作成及び交付）

第五十条　不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について次に掲げる事項を記載した法第二十八条第二項に規定する報告書（第五十六条第一項第五号において「財産管理報告書」という。）を作成し、これを事業参加者に対し交付しなければならない。

一～八　（略）

（新設）

（新設）